

様式第1号（3関係）

審 査 基 準

令和4年1月21日作成

| | |
|-------------------|--|
| 法 令 名 : | オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 |
| 根 拠 条 項 : | 第7条第1項 |
| 処 分 の 概 要 : | オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定 |
| 原 権 者 (委 任 先) : | 静岡県公安委員会 |
| 法 令 の 定 め : | <p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第2条（定義）、第3条（給付金の支給）、第4条（遺族の範囲及び順位等）、第5条（給付金の額）、第6条第1項、第2項及び第3項（裁定の申請）、第7条第2項（裁定等）、及び第8条第1項及び第3項（裁定のための調査等）</p> <p>オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則第1条（対象犯罪行為により残った障害）、及び第2条（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）</p> |
| 審 査 基 準 : | オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定は、「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定事務処理要領の改正について（通達）」（令和2年12月15日付け警察庁丙給厚第131号）の別添を行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準とする。 |
| 標 準 処 理 期 間 : | 90日以内 |
| 申 請 先 : | 静岡県警察本部警察相談課 |
| 問 合 せ 先 : | 同 上 |
| 備 考 : | |